

要 望 書

全国市議会議長会は、社会文教施策について別紙のとおり
議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、
特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成19年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委 員 長 野 村 栄
(阿南市議会議長)

目 次

1. 文教施策について……………	1
2. 国民健康保険制度等について ……	4
3. 介護保険制度について ……	7
4. 少子化対策等について ……	10
5. 地域医療保健施策について ……	13
6. 社会福祉施策について ……	16
7. 雇用対策について……………	18
8. 生活環境施策について ……	19

1. 文教施策について

我が国の社会の発展を支える教育は、「国家百年の計」として、国政上の最重要課題に位置付けられ、教育再生に向けて様々な議論が展開されているが、子どもたちの学力低下やいじめ、不登校など、深刻な問題が顕在化している。

各自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 教育相談体制等について

- (1) いじめ、不登校、校内暴力等の問題行動が深刻化していることから、問題を抱える児童生徒への自立支援策及び学校における教育相談体制の一層の充実を図ること。
- (2) いじめ問題の解決に当たっては、子どものケアを第

一に考え、教育相談体制を核に、福祉、保健、医療等とのネットワークの構築を推進すること。

2. 教職員人事権について

公立小中学校の教職員人事権を、中核市をはじめとする自治体に移譲すること。

また、人事権の移譲に当たっては、人材不足に陥ってしまうことのないよう、広域で一定水準の人材が確保される仕組みを構築すること。

3. 教育委員会制度について

教育委員会制度については、地方自治体の判断により、設置の有無を選択できる制度とすること。

4. 公立学校施設の耐震化等について

公立学校施設については、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、公立学校施設の耐震化を早急に図るとともに、万全の財源措置を講ずること。

5. 子どもの安全対策について

登下校時の通学路周辺の警戒や、防犯教育など、子どもの安全を確保するための各種取組みに対する財政措置

の拡充を図ること。

6. 特別支援教育について

特別支援教育の実施に当たっては、必要な教職員定数を確保するとともに、学校のバリアフリー化等施設整備の推進を図ること。

7. 文化財について

埋蔵文化財の保管や史跡の保存整備に係る財政措置を拡充すること。

8. 奨学金について

意欲と能力のある者が確実に教育を受けることができるよう、奨学金制度を充実すること。

2. 国民健康保険制度等について

国民健康保険は、高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加に加え、昨今の厳しい経済状況による収納率の低下等により、国保財政は憂慮すべき状況にある。

一方、政府においては、新たな高齢者医療制度の創設や、高齢者の負担増などの医療制度改革を進めているが、国保財政の厳しい現状を打開するためには、制度の抜本的な見直しが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医療保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- (2) 後期高齢者医療制度の円滑な施行のため、電算システムの構築等に要する経費に対し、十分な財政措置を講ずるとともに、制度の趣旨・内容についての理解を

- 深めるため、国において積極的な広報活動を行うこと。
- (3) 制度改革に伴って市町村に生じる新たな負担に対し、十分な財政措置を講ずること。

2. 財政基盤強化等について

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、保険基盤安定制度、高額医療費共同事業等の財政措置の強化を図ること。
- (2) 市町村国保に義務づけられる健診・保健指導や、被保険者証の個人カード化など、増大する事務負担に対して十分な財政支援措置を講ずること。
- (3) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。

3. 被用者保険の資格情報について

- (1) 被用者保険の保険者が資格喪失者の情報を、国保保険者に通知するよう制度化すること。
- (2) 医療機関から請求のあった診療報酬明細書に記載された資格が実際と異なる場合における資格過誤調整については、医療機関を介さずに保険者間において直接処理できるよう法令を整備すること。
- (3) 厚生年金・共済年金の老齢又は退職年金の受給権を取得した者に対する年金証書の発送時に、国保の退職

被保険者に該当する者については、14日以内に市町村に届け出なければならない旨の文書をあわせて送付すること。

3. 介護保険制度について

介護保険制度は、平成12年4月の制度発足以降、老後における介護の不安に応える社会システムとして定着してきたが、高齢化の進展や利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

このため、持続可能な制度への再構築に向け、平成17年6月に制度改正がなされたところであるが、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられ、今後の高齢社会に対応できる制度とするためには、実態に即した更なる見直しと、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 介護サービス基盤整備について

- (1) 特別養護老人ホーム等の施設整備、介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備に対する財政措置の拡充を図ること。
- (2) 医療制度改革による療養病床の再編成に当たっては、自治体の実情を考慮し、国の施策として老人保健施設

等の受け皿整備に必要な支援措置を講ずること。

2. 財政措置について

- (1) 介護給付費負担金における調整交付金については、別枠として措置すること。
- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。
- (3) 制度改革に伴う電算システムの改修経費等に対し、十分な財政措置を講ずること。

3. 介護予防について

新予防給付及び地域支援事業に係る経費については、保険者や被保険者への負担転嫁とならないよう、適切な財政措置を講ずること。

4. 低所得者対策について

国が実施している保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策の更なる充実を図ること。

5. その他

- (1) 被保険者及び受給者の範囲の拡大についての検討に当たっては、保険者である市町村の意見を十分尊重す

ること。

- (2) 大手介護保険事業者の不正問題による事業撤退に当たっては、撤退後のサービス提供に支障が生じないよう、適切な措置を講ずること。

4. 少子化対策等について

昨年末に発表された新たな人口推計では、近年の出生率の低下や寿命の伸びを反映して、これまでよりも急速に少子・高齢化や人口減少が進むという厳しい見通しが示された。

平成18年の合計特殊出生率は1.32と、前年を上回りはしたが、我が国の少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 児童福祉等について

- (1) 各自治体が策定した「次世代育成支援行動計画」が着実に遂行できるよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 待機児童の解消及び延長・休日保育、一時保育等多様な保育サービスの提供を促進するため、財政措置の拡充を図ること。

- (3) 放課後児童健全育成事業を充実するため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 乳幼児医療費に対する助成制度を創設すること。
- (5) 育児休業給付の給付率を引き上げるなど、制度の更なる拡充を図ること。
- (6) 子育て世帯に対する税制上の支援制度の充実を図ること。
- (7) 児童手当制度については、乳幼児加算を増額するなど、国の責任において更なる拡充を図ること。
- (8) 児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大するとともに、母子家庭等自立支援対策の充実を図ること。
- (9) 妊婦健康診査に要する費用に対する負担軽減措置を講ずるとともに、不妊治療に対する助成制度を拡充すること。
- (10) 企業における仕事と育児の両立支援及び働き方の見直しを積極的に推進すること。

2. 認定こども園等について

- (1) 認定こども園が、利用者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわらず教育・保育等が実施できるよう、運営費、施設整備費等に対する財政措置の充実を図る

こと。

(2) 認定こども園の地域における子育て支援事業に対し、
所要の財政措置を講ずること。

(3) 幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼
稚園就園奨励事業に対する財政措置の拡充を図ること。

3. 児童相談体制について

改正児童福祉法により、市町村の業務として明記され
た児童家庭相談について、所要の財政措置を講ずること。

5. 地域医療保健施策について

急速な高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医師不足・偏在の問題の深刻化など、地域医療保健を取り巻く環境は大きく変化しており、良質かつ適切なサービスの提供体制の整備が喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域医療について

- (1) 地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務づけるとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 絶対的な医師不足を解消するため、積極的な医師の養成を行うとともに、地域の実情に応じて医師の増員等を行うこと。
- (3) 都道府県の地域医療対策協議会の取り組みに対する支援を行うとともに、都道府県域を越えた医師偏在の調整や医師派遣制度を確立すること。

- (4) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図るとともに、医師確保のための緊急的な措置を講ずること。
- (5) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、医学部入学定員における地域枠の設定・拡大や奨学金制度の構築を図るとともに、十分な財政措置を講ずること。
- (6) 女性医師等の出産や育児による離職を防止するとともに、復職を促すため、院内保育所や復職のための研修など、働きやすい職場環境の整備を図ること。
- (7) 看護師の不足・偏在を解消するため、診療報酬上の評価を含めた看護師確保のための抜本的な対策を講ずるとともに、助産師等医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を講ずること。
- (8) 自治体病院に係る地方交付税措置の充実強化を図ること。
- (9) 災害発生時の防災拠点施設となる災害拠点病院等の耐震化事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 感染症対策について

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備を推進すること。

3. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

4. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化、更新・改良事業等に対する財政措置の充実を図ること。

6. 社会福祉施策について

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者福祉や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障害者福祉について

- (1) 市町村が実施する地域生活支援事業に対し、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 利用者負担に対する軽減措置の拡充を図ること。
- (3) 障害者福祉サービスの供給体制を整備するため、ホームヘルパー等の人材養成や報酬額の水准确保に対し、特段の措置を講ずること。
- (4) 今後、制度改正を行う場合には、十分な周知期間及び施行前準備期間の措置を講ずること。

2. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を堅持するとともに、級地

区分を地域の実情に即して見直すこと。

3. 年金制度について

- (1) 社会的な問題となっている年金記録漏れなどの問題については、国民の信頼を取り戻すため、適切な対策を講ずること。
- (2) 国民皆年金の観点から未加入・未納者を解消するため、公的年金の広報等、普及活動の一層の強化を図ること。

7. 雇用対策について

我が国の雇用環境については、総務省が発表した本年5月の労働力調査によると完全失業者は258万人、完全失業率は3.8%と、改善の兆しは見られるものの依然として厳しい状況にあり、雇用対策の充実が求められる。

また、若年層の雇用情勢は依然として深刻な状況にあり、近年、不安定な雇用や失業、無業という厳しい状況にある若者が増加し、社会問題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

地域住民の雇用と豊かな暮らしを確保するため、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地域における雇用安定・創出の取組みに対する支援を充実すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

8. 生活環境施策について

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動によって生ずる大気、水、土壌などへの環境負荷が増大している。

各自治体においては、環境保全対策、循環型社会への転換を図るための廃棄物処理施設の整備、リサイクル及び廃棄物の減量化等、一層の生活環境施設の整備促進が求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

「京都議定書」の目標達成に向け、効果的な温室効果ガス削減・排出抑制策を講ずること。

2. 廃棄物処理対策等について

(1) 循環型社会の基盤整備を推進するため、廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置の拡充を図ること。

- (2) 廃棄物の不法投棄については、「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づき実効ある施策を展開するとともに、廃棄物処理法と各種リサイクル関連法の整備により、不適正処理の防止対策を講ずること。
- (3) 産業廃棄物処理施設等による環境汚染等の深刻な事態が発生している自治体もあることから、処理場の立地規制、処理場閉鎖後の安全管理、情報公開など安全で環境に影響を及ぼさない制度を確立すること。
- また、排出者責任の原則を強化し、処理コスト・処理責任の実効性を確保すること。
- (4) 海岸に漂着したいわゆる「漂着ごみ」の処理に取り組む市町村に対する財政支援措置を拡充すること。

3. 容器包装リサイクル法について

- (1) 不法投棄の防止、回収率の向上のため、デポジット制度を導入するとともに、市町村が行う分別収集等の経費に対して適切な財政措置を講ずること。
- (2) 循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、リターナブル容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進すること。

4. 家電リサイクル法について

- (1) リサイクル料金の後払い制が不法投棄の要因となっていることから、販売時における前払い制とするとともに、前払い料金の管理システムを構築すること。
- (2) 地方自治体が収集した不法投棄家電製品のリサイクル費用については、拡大生産者責任の考え方に則り、製造業者の負担とすること。

5. アスベスト対策について

- (1) 学校、医療などの公共施設におけるアスベスト対策を推進するとともに、所要の財政措置を講ずること。
- (2) アスベストの使用実態調査を継続し、適切に情報提供を行うとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。
- (3) 建築物の老朽化等により、今後、アスベスト廃棄物が大量発生することが予測されることから、無害化処理を促進するとともに、不適正処理対策を強化すること。